

広島県における「食品の安全に関する基本方針」とは

食品を取り巻く現状

食の国際化や食品加工技術等の進歩により多種多様な食品が流通し、県民の食生活は大変豊かになりました。

一方では、BSEの発生、食肉等の偽装表示、未承認添加物の使用、輸入農産物の残留農薬の問題などから、消費者の食品に対する信頼感が揺らぐとともに、食に携わるもののモラルが問われており、「食品の安全・安心」を確保するための対策が求められています。

基本方針のねらい

行政、生産者、事業者、消費者が相互に連携し、生産から消費に至るまでの総合的な食品の安全確保を図ることを目的とした「**食品の安全に関する基本方針**」を策定するとともに、同基本方針に基づいて具体的な行動目標を示した「**推進プラン**」を作成し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて積極的に取り組むこととしています。

基本方針の策定に当たっては、平成14年7月に設置した消費者、生産者、事業者、学識経験者及び行政で構成する「食品の安全に関する基本方針等検討協議会」等で検討協議を重ね、平成15年3月、広島県における「食品の安全に関する基本方針」として策定しました。

「食品の安全に関する基本方針」の概要

基本的な考え方

視点

県民の視点や科学的知見に立脚した取組の推進	自主的な取組の推進
情報の提供による透明性と信頼性の確保	地産地消の推進

役割

行政の役割：生産から消費に至る食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

生産者、事業者の役割：食品の安全・安心に自らが第一義的な責任を有することを認識し、食品の安全確保を図ります。

消費者の取組：食品の安全・安心の知識・理解を深め、自主的な行動と行政等への働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

広島県食品の安全に関する基本方針



平成15(2003)年3月
広島県

「食品の安全に関する基本方針」

基本方針の内容 行政の施策

作る

安全・安心な農林水産物の生産・流通

食べる

安全・安心な食品等の製造、販売と消費

チェック

農林水産物・食品等の安全に関する試験検査、調査研究

協力

食品等の安全・安心のための連携

もしものとき

危機管理体制の推進

生産者、事業者の役割と消費者の取組

生産者

安全で安心な農林水産物の生産供給
生産・栽培履歴情報の提供
消費者などとの交流
安全で安心な農林水産物のPRなど

事業者

関係法令の遵守
衛生管理の向上
製造に関する情報の提供
消費者などとの交流
安全で安心な食品のPRなど

消費者

食品に関する正しい知識と理解
食品表示の確認
生産者などとの交流の場への積極的な参画など

今後の予定

平成15年度は、「食品の安全に関する基本方針」に基づいて、行政、生産者、事業者及び消費者がそれぞれ具体的な行動目標となる「食品の安全に関する推進プラン」を作成し、広島県における食品の安全確保に努めていきます。